

各位

2016年6月1日

株式会社ノーリツ

### 弊社指定工事店の取付工事に関する法令違反のお詫び

この度、ガス機器(給湯器、風呂釜付給湯器、風呂釜、ビルトインコンロ等)の取付工事において、弊社が元請けとなり受注し、お客さま宅への取り付け工事を行った際に、弊社指定工事店が法令で定められた有資格者ではない作業者にガス接続工事を従事させていた事例が判明いたしました。そのため、弊社指定工事店がガス接続工事に従事した物件を過去5年間に遡って調査した結果、同様の事例が942件(調査中のものも含む)あったことが判明いたしました。

弊社は、指定工事店と工事業務に関する下請け基本契約を締結しており管理監督する立場にあることから責任を痛感しております。お客さまのご信頼を損なう結果となりましたことを、深くお詫び申し上げます。本件による事故の発生は現在のところ確認されておりませんが重大な法令違反にあたることから、二度とこのようなことのないよう厳正に対処してまいります。

つきましては、対象となるお客さまには、ダイレクトメール、お電話または直接訪問にてご連絡申し上げます。また、点検訪問日が確定次第、有資格者による点検を無償で実施させていただきます。この度はご心配、ご迷惑をおかけし大変申し訳ございません。重ねてお詫び申し上げます。

なお、弊社からご連絡のないお客様は点検対象外ですので、引き続き安心してご使用下さい。

### 記

#### 1. 今回の違反行為について

LPガス仕様のガス給湯器及びビルトインコンロなどの常設型ガス機器のガス配管接続には、金属管、金属フレキシブルホース、液化石油ガス燃焼器接続用継手金具付ホースを用いることが義務付けられています。また、LPガス仕様の機器のガス接続に関して、液化石油ガス設備士の有資格者が工事を行うことが定められております。

※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)第38条の7

ところが今回、液化石油ガス設備士の有資格者ではない作業者が、LPガス仕様のガス給湯器、ガス風呂釜及びビルトインコンロのガス接続を行ったことが判明いたしました。弊社は、指定工事店と工事業務に関する下請け基本契約を締結する際に、有資格者による工事の実施を義務付けておりますが、個々のお客さま宅の工事が有資格者によって行われているかどうかを管理しておりませんでした。

なお、都市ガス仕様のガス機器については、全ての現場においてガス可とう管接続工事監督者などの必要資格を保有する者が工事した事が確認されております。

## 2. 今後の対応について

2011年1月から有資格者でない作業者がガス接続工事を行った可能性のあるお客さま宅全てを対象に、有資格者による点検を無償で実施させていただいております。対象となるお客さまには弊社からダイレクトメールなどによる連絡を差し上げ、お電話にて訪問日時のお打合せの連絡をさせていただいております。

## 3. 再発防止について

今後、弊社は元請けとして受注した個別物件ごとに、有資格者が工事を実施している確認・管理をしていくことに加え、指定工事店に対するコンプライアンス研修の実施、指定工事店の規模に合わせた適正な有資格者数を確保するための支援策などを行い、再発防止に努めます。

## 4. お客さまからのお問い合わせ先について

以下の専用フリーダイヤルにて受付いたします。

・お問い合わせ先：(株)ノーリツ コンタクトセンター

・専用フリーダイヤル：0120-838-026

※受付時間：土日祝含め、9:00から17:30

※IP電話をご利用の場合、つながらない場合がございます。その際は携帯電話もしくは、一般回線をご利用ください。

以上